

専門職倫理にもとづく子育て支援に関する研究

〈研究代表者〉	亀崎 美沙子	(日本社会事業大学准教授)
〈共同研究者〉	新保 雄希	(泉の台幼稚園園長)
	中西 淳也	(星の子保育園園長)
	大城 卓子	(みなみ保育園園長)
	高根 楨児	(くだま木もれびの家園長)

研究の概要

本研究の目的は、子育て支援にかかわる保育者の行動規範意識の実態を明らかにするとともに、実践に活用しやすい「子育て支援ハンドブック」を作成することである。これらの目的を達成するために、以下の2つの研究に取り組んだ。

【研究1】では、子育て支援にかかわる行動規範意識の実態把握を行うために、保育者を対象としてアンケート調査を実施した。回答が得られた246名のデータを分析した結果、行動規範意識得点が最も高かったのは「プライバシーの保護」および「受容」であり、最も低かったのは「関係機関との連携」であった。「プライバシーの保護」は法律で秘密保持義務として定められており、服務規程として職場においても遵守が求められていることが、得点の高さにつながったものと考えられた。また、子育て支援において「受容」の重要性が広く認識されていることがうかがえた。一方、保育所等における「関係機関との連携」は、保育者個人というよりも管理職の判断によってなされることから、行動規範意識得点が低い結果となったと考えられた。

【研究2】では、保育者が活用しやすい子育て支援ハンドブックを作成するために、「活用のしやすさ」に関するアンケート調査を実施し、その結果をもとに「子育て支援ハンドブック」の作成に取り組んだ。研究に先立ち、これまでに作成した29項目の行動規範(亀崎他, 2024)に反する「不適切な行為」について検討を行い、保育者を対象とした調査を通して、行動規範1項目につき1～2項目の「不適切な行為」を作成した。あわせて、保育者を対象として「適切な行為」「不適切な行為」を表す具体例を収集した。これらの事前調査のもとに、保育者に対するアンケート調査を通して、子育て支援ハンドブックの「活用のしやすさ」にかかわる要素を尋ねた結果、「事例」「端末利用可能」「イラスト」を選択した回答者の割合が高かった。

アンケート調査結果を踏まえ、『これってOK?NG?保育者のための子育て支援ハンドブック』と題するハンドブックを作成した。多忙な実践現場において保育者が短時間で内容を把握し、実践に活用できるよう、ハンドブックの内容をコンパクトにまとめ、8項目の「保護者に対する倫理責任」(①プライバシーの保護、②受容、③自己決定の尊重、④意図の説明、⑤関係機関との連携、⑥個別的配慮、⑦子ども理解の促進、⑧差別の禁止)を柱として構成した。それぞれの項目について、①定義、②「適切な行為(行動規範)」と「不適切な行為」、③「適切な行為(行動規範)」と「不適切な行為」の内容を表す「例示イラスト」、④解説、⑤コラムを記載し、「端末利用可能」となるようスマートフォンでの視認性を高める工夫を行った。「例示イラスト」は、保育者から収集された59事例の中から全国の保育者が共通して遭遇しうる事例を選定し、「事例」をストーリー性のある「イラスト」として表現した。

以上の研究結果をもとに、「子育て支援ハンドブック」の活用可能性と保育者の専門職倫理教育における課題について考察した。

キーワード：専門職倫理、子育て支援、ハンドブック、適切な行為、不適切な行為

1. 背景と目的

1. 専門職としての根拠にもとづく判断の必要性

保育士には法律上、子どもの保育と保護者に対する保育に関する指導^{注1)}（以下、子育て支援）という2つの職務が規定されている（児童福祉法第18条の4）。このような職務の二重性は、保育者に子育て支援の葛藤をもたらし、その解決には専門職倫理の活用が不可欠であることが指摘されている（亀崎, 2017¹⁾；亀崎, 2023a²⁾）。

専門職倫理とは、専門職の価値を実現するための約束事やルール³⁾の体系であり（小山, 2003³⁾）、専門職としての適切な行動の基準を示すものである（鶴, 2018⁴⁾）。専門職倫理は通常、倫理綱領として文書化されている。倫理綱領は、専門職の実践の質の担保や専門職としての社会的信用の確保、倫理的判断の指針としての機能等を果たすものである（高良, 2015⁵⁾）。したがって、専門職倫理にもとづき実践を行うことで、根拠にもとづく公平な判断を行うことが可能となり、どのような子どもや保護者であっても、その権利を保障することができる。さらに、専門職倫理にもとづく判断には正当性が付与される。このように、保育者が専門職倫理を実践に活用することにより、個人的価値観や感情に左右されることなく、適切な判断を行うことができる。

保育所保育指針第1章総則には、「倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う」こととあり（第1章総則1（1）エ）、同解説には保育士の専門的な「知識や技術及び判断は、子どもの最善の利益を尊重することをはじめとした児童福祉の理念に基づく倫理観^{注2)}に裏付けられたものでなくてはならない」と記載されている（厚生労働省編, 2018⁶⁾）。このように、保育所保育指針においても、専門職倫理にもとづく判断の必要性が示されている。

2. 保育者の専門職倫理とその課題

保育者が遵守すべき専門職倫理として、保育士には全国保育士会倫理綱領が策定されている。この倫理綱領は包括的である一方で、諸外国の倫理綱領と比較すると、その課題として、①保育者が誰に対してどのような倫理的責任を有するのかがわかりにくいこと、②行動規範が示されておらず、行為の水準において何をすべきか、あるいはすべきではないのかがわかりにくいこと、③専門職としての価値が明確化されていないこと、以上3点が指摘されている

（亀崎・中谷, 2021⁷⁾）。

アメリカの全米乳幼児教育協会（以下、NAEYC）の倫理綱領や、社会福祉士の倫理綱領では、これらの点が明確化されている。とりわけ、アメリカのNAEYC倫理綱領（NAEYC, 2011⁸⁾）は体系的かつ具体的に保育者の専門職倫理が示されており、大いに参考になる。翻って、わが国の保育者の専門職倫理に関する研究では、保育者の倫理責任や子育て支援に関わる行動規範に関する検討（亀崎, 2020⁹⁾；亀崎, 2023b¹⁰⁾）、保育士がとらえる価値の検討（鶴, 2019¹¹⁾）等が行われている（亀崎, 2023a¹²⁾）。また、2024年には保育者向けの専門職倫理ハンドブックも刊行され（亀崎他, 2024¹³⁾）、少数ではあるものの、保育者の専門職倫理の内容や実践への活用法に関する検討が進められつつある。

一方で、子育て支援にかかわる保育者の専門職倫理意識に関する調査では、保育者は自律的に専門職倫理を遵守しているというよりも、職務経験や組織風土の影響を受けながら、経験的に専門職倫理意識を高めたり低めたりすることが示唆されている（亀崎, 2022¹⁴⁾）。その背景には、保育者が実践に活用しやすい行動規範の未整備や、専門職倫理教育の不足等があると考えられる。

3. 研究目的

このような中で、筆者らはこれまでに子育て支援に焦点化し、公的資料の分析および実践現場へのアンケート調査を通して、8項目の「保護者に対する倫理責任（以下、保護者倫理）」を提示するとともに（亀崎, 2020¹⁵⁾）、子育て支援にかかわる「行動規範」を明らかにしてきた（亀崎, 2023b¹⁶⁾；亀崎他, 2024¹⁷⁾）。それでは、保育者は実際にこれらの行動規範を実際にどの程度重視しているのであろうか。また、保育者が子育て支援の実践において、行動規範を活用するためには、どのようなハンドブックの活用が有効なであろうか。

本研究では、専門職倫理にもとづく子育て支援の実践の展開にむけて、子育て支援にかかわる行動規範に対する保育者の意識（以下、行動規範意識）の実態を明らかにするとともに、保育者が実践に活用しやすい「子育て支援ハンドブック」を作成することを目的とする。これらの目的を達成するために、【研究1：子育て支援にかかわる保育者の行動規範意識の実態把握】および【研究2：保育者に活用しやすい「子育て支援ハンドブック」の検討】、以上2点の研究に取り組むこととする。

Ⅱ.【研究1】子育て支援にかかわる保育者の行動規範意識の実態把握

1. 目的

【研究1】の目的は、子育て支援にかかわる保育者の行動規範意識の実態を把握することである。

2. 方法

(1) 調査対象および調査方法

共同研究者が所属する都道府県に所在し、職員が30名以上在籍する保育所もしくは幼保連携型認定こども園を複数運営している社会福祉法人を地域ごとに選出した。施設種別に偏りがないよう考慮した上で、各地域から計6法人、13園に依頼文書により調査協力を依頼した。各地域の調査協力園の内訳は、北陸3園、関西4園、関東2園、九州・沖縄4園である。

これらの調査協力園の職員に、施設長を通して調査協力依頼を行った。依頼文書に Google フォームの QR コードおよび URL を記載し、同意が得られた場合に Google フォームを活用したアンケート調査への回答を依頼した。調査実施時期は、2024年4月～5月である。

(2) 調査内容

1) 基本属性

基本属性を把握するための項目として、①地域、②施設種別、③運営主体、④性別、⑤年齢、⑥経過年数、⑦資格取得方法、⑧園内での役割、⑨雇用形

態、⑩個別的支援を要する子どもの保育経験（被虐待児保育経験、経済的困窮児保育経験、障害児保育経験、外国籍児保育経験）等について尋ねた。

2) 行動規範意識項目

子育て支援にかかわる行動規範に対する保育者の意識の実態を把握するための項目（以下、行動規範意識項目）として、8項目の保護者倫理（①プライバシーの保護、②受容、③自己決定の尊重、④意図の説明、⑤関係機関との連携、⑥個別的配慮、⑦子ども理解の促進、⑧差別の禁止）にかかわる行動規範に対する重視度を4件法で尋ねた。行動規範意識項目は、亀崎（2023b）¹⁸⁾ および亀崎他（2024）¹⁹⁾ に示される29項目の行動規範（表1）のうち、保護者倫理の各項目に関する代表的な行動規範を各1項目選定し、計8問を作成した。行動規範意識項目として採用した行動規範は、以下の手順で決定した。

調査に先立ち、2022年12月～2023年1月に5つの保育所等においてワークショップを実施し、保育者から「行動規範に反する行為」に関する事例を収集した。ここで収集された事例をもとに、各行動規範に対応する「不適切な行為」を作成した（亀崎，2024）²⁰⁾。次に、上記のワークショップの実施園のうち、4園の保育者を対象としてヒアリング調査を行い、亀崎他（2024）²¹⁾ に示す「適切な行為」もしくは「不適切な行為」のうち、思い浮かんだ具体的な事例をイラストまたは文章で収集した。これらの収集事例に該当する行動規範は、特に保育者がイメージしやすい項目であると考えられた。そこで、これ

表1. 子育て支援にかかわる行動規範の例

	定義	行動規範
① プ ラ イ バ シ ー の 保 護	個人情報を適切に取り扱うとともに、子どもの利益に反しない限り、子どもや保護者のプライバシーを保護し、知り得た秘密を保持すること。	1-1 子どもや家族のプライバシーや秘密に関する情報が漏れることのないよう、情報を慎重に取り扱うこと。
		1-2 業務の遂行にあたり、必要以上に個人情報等を収集しない。
		1-3 記録の取り扱いについて、子どもや家族の秘密やプライバシーに関する情報が漏れないよう、慎重に対応する。
		1-4 職務において知り得た情報を、合理的な理由がない限り、保護者の同意を得ることなく第三者に提供したり、本来の目的以外に活用したりしない。
		1-5 保育士でなくなった後も、子どもや家族のプライバシーを尊重し、秘密を保持する。
② 受 容	不適切と思われる言動や行動も、それを非難したり、審判したりすることなく受け止めるとともに、保護者を理解する手がかりとして捉え、かかわること。	2-1 保護者を尊重し、あるがままを受け止める。
		2-2 保護者の話に耳を傾け、その思いを尊重する。
		2-3 保護者に対して個人的な価値観や社会的規範による非難をしない。
③ の 自 尊 己 重 決 定	保護者が自ら選択・決定することができるよう、自分の価値観を押し付けることなく、保護者の意思表出を促すとともに、それを尊重すること。	3-1 個人的な価値観を押し付けることなく、保護者が十分に自らの思いを表現できるよう支える。
		3-2 保護者が自ら選択・決定するために必要な情報を提供する。
		3-3 子どもや保護者、他者の権利が侵害されるおそれがない限り、保護者の自己決定を尊重する。

表2. 設問として採用した行動規範

保護者倫理の項目	採用した行動規範
1. プライバシーの保護	職務上知り得た子どもや家族に関する情報を慎重に取り扱うこと。(1-1)
2. 受容	どのような保護者の話にも、耳を傾けること。(2-1)
3. 自己決定の尊重	保育者の個人的な価値観や社会的規範（〇〇すべき、〇〇であるべき）を押し付けることなく、保護者自身の意思を表現できるよう支えること。(3-1)
4. 意図の説明	園の理念や保育方針、保育目標、保育のねらい等を、様々な方法で保護者にわかりやすく伝えること。(4-1)
5. 関係機関との連携	保護者に利用可能な地域の関係機関や制度、サービス等を、必要に応じて紹介できるよう、それらの情報の把握に努めること(5-1)
6. 個別的配慮	養育や生活に困難さを抱えている保護者や、心身の障害や健康上の課題等をもつ保護者に、各家庭の実情に応じた個別の配慮を行うこと。(6-3)
7. 子ども理解の促進	日々の対話や連絡帳、おたより、行事、懇談等の様々な機会を活用して、教育・保育の専門性にもとづき子どもの姿を伝えること。(7-2)
8. 差別の禁止	保護者の国籍、職業、心身の障害、年齢、性別、容姿等を理由として、偏見をもったり差別したりしないこと。(8-1)

らを行動規範意識項目として採用し、「とても重視している」「やや重視している」「あまり重視していない」「まったく重視していない」の4件法で重視度を尋ねた（表2）。

(3) 分析方法

調査の結果、246名から回答が得られ、これらをすべて分析対象とした。収集したデータは、まず、全ての項目について単純集計を行った。「行動規範意識項目」については、「まったく重視していない」を1点、「あまり重視していない」を2点、「やや重視している」を3点、「とても重視している」を4点として得点化を行った（以下、行動規範意識得点）。

3. 倫理的配慮

本調査は、日本保育協会保育科学研究所倫理委員会の承認を得た上で実施した。アンケート調査の実施にあたり、調査票には調査への参加は任意であることを記載するとともに、アンケートフォームの冒頭において、調査協力の可否について尋ね、同意を得た場合にのみ回答を依頼した。回答は無記名とし、回答フォームから直接回答を回収した。なお、研究メンバー全員が日本学術振興会による研究倫理教育プログラムの受講を修了し、修了書を取得した。

4. 結果

(1) 基本属性

回答者の基本属性は表3の通りであった。所属施設は、認定こども園が84.1%、保育所が15.9%であり、地域は近畿が35.8%、九州・沖縄が31.3%、北

表3. 回答者の基本属性

種別	度数	%	地域	度数	%
保育所	39	15.9	関東	21	8.5
認定こども園	207	84.1	北陸	59	24.0
性別	度数	%	近畿	88	35.8
女性	234	95.1	九州・沖縄	77	31.3
男性	10	4.1	不明	1	0.4
無回答	2	0.8	年代	度数	%
保育士資格	度数	%	20代	91	37.0
あり	231	93.9	30代	62	25.2
なし	15	6.1	40代	43	17.5
園内での役割	度数	%	50代	38	15.4
担任・フリー	190	77.2	60代	12	4.9
副主任・副主幹	12	4.9	経験年数	度数	%
主任・主幹	13	5.3	10年未満	118	48.0
副園長・教頭	7	2.8	10年以上	128	52.0
園長	5	2.0	雇用形態	度数	%
その他	19	7.8	正規	183	74.4
			非正規	63	25.6

陸が24.0%、関東が8.5%であった。回答者は93.9%が保育士資格を保有しており、95.1%が女性、74.4%が正規雇用の職員であった。

回答者の年代は、20代が37.0%、30代が25.2%、40代が17.5%、50代が15.4%、60代が4.9%であり、経験年数は10年未満が48.0%、10年以上が52.0%であった。また、園内での役割は、担任・フリーが77.2%、副主任・副主幹が4.9%、主任・主幹が5.3%、副園長・教頭が2.8%、園長が2.0%、その他が7.8%であった（表3）。

表4. 個別的配慮を要する子どもの保育経験

障害児保育経験	度数	%
あり	193	78.5
なし	53	21.5
外国籍児保育経験	度数	%
あり	128	52.0
なし	118	48.0
被虐待児保育経験	度数	%
あり	86	35.0
なし	160	65.0
経済的困窮児保育経験	度数	%
あり	86	35.0
なし	160	65.0

個別的支援を要する子どもの保育経験をもつ回答者は、「障害児保育経験」が78.5%、「外国籍児保育経験」が52.0%、「被虐待児保育経験」および「経済的困窮児保育経験」がともに35.0%であった（表4）。

(2) 行動規範意識の実態

行動規範意識に関する調査結果は、表5および図1の通りであった。最も得点が高いのは「プライバシーの保護」および「受容」であり、次いで、「差別の禁止」であった。一方、最も得点が高いのは「関係機関との連携」、次いで「意図の説明」であった。

表5. 行動規範意識得点

項目	平均値
1 プライバシーの保護	3.89
2 受容	3.89
8 差別の禁止	3.88
6 個別的配慮	3.70
7 子ども理解の促進	3.70
3 自己決定の尊重	3.58
4 意図の説明	3.30
5 関係機関との連携	3.26

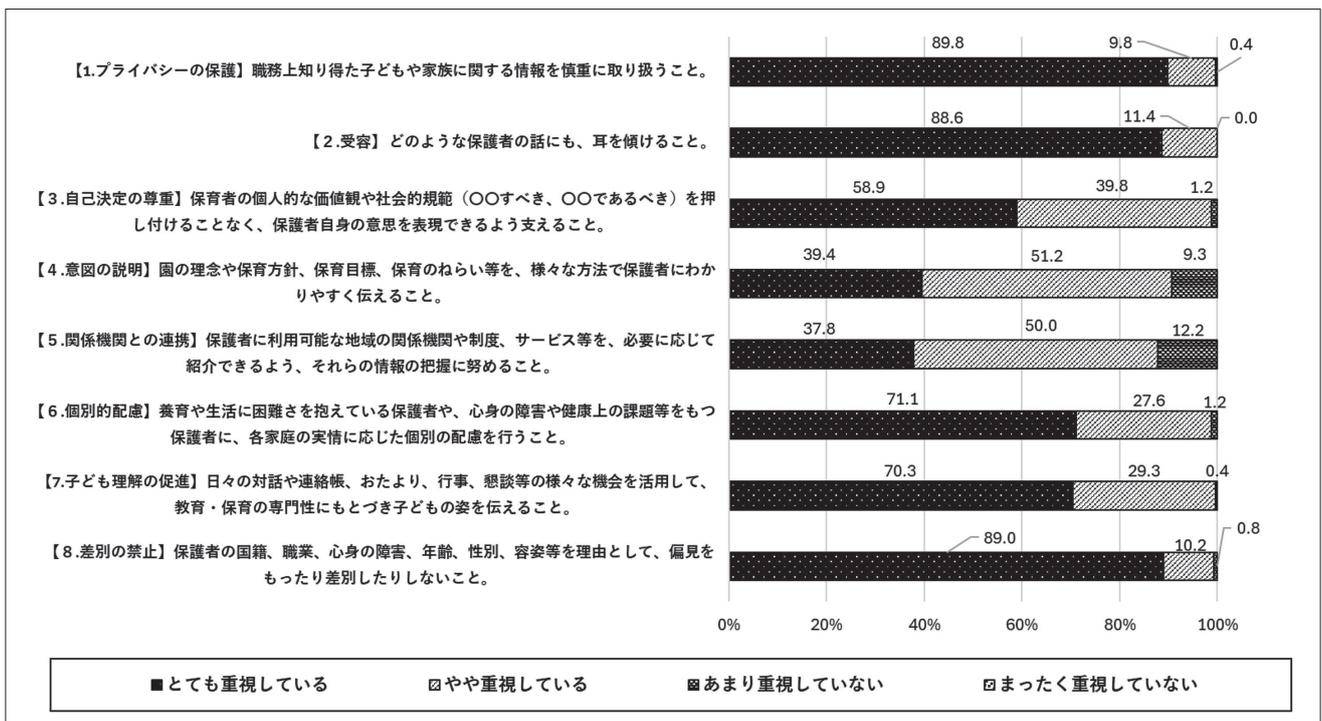


図1. 行動規範に帯する重視度

5. 考察

行動規範意識得点のうち、最も得点が高かった「プライバシーの保護」は、児童福祉法において秘密保持義務として定められているものである。したがって、回答者は繰り返し養成段階において学習してきたこと、さらに勤務先の服務規程とも重なるものであると考えられる。このような背景が得点の高さにつながったと考えられる。「受容」は保育所保育指針において、子育て支援の基本原則として重視されてきたことから、その内容が浸透していることが考えられる。その一方で、「受容」は設問の内容が多義的にとらえられた可能性も否めない。この点は検討の余地が残された。

行動規範意識得点が低かったのは、「意図の説明」および「関係機関との連携」であった。「意図の説明」については、先行研究においても重視度が低い傾向が示されており（亀崎，2022b）²²⁾、本研究もこれを追認する結果となった。その一方で、設問において園全体にかかわる理念や方針等を例示したために、管理職の立場にはない保育者にとっては、重視度が低い結果となった可能性もあると考えられた。「関係機関との連携」もまた、先行研究（亀崎，2022b）²³⁾と同様の傾向が見られた。保育所等における関係機関との連携は、保育者個人の判断ではなく、管理職の判断によって行われるものであり、この点が重視度の低さにつながったと考えられた。

以上の通り、保育者の行動規範意識は、その内容によってばらつきがあることが明らかとなった。とりわけ、組織の一員としての「関係機関との連携」や「意図の説明」については、他の項目に比較すると重視度が低いことがうかがえた。

Ⅲ.【研究2】保育者が活用しやすい「子育て支援ハンドブック」の検討

1. 目的

【研究2】の目的は、保育者にとって活用しやすいハンドブックの特徴を明らかにし、その特徴を踏まえた「子育て支援ハンドブック」を作成することである。

2. 方法

(1) ハンドブックの「活用のしやすさ」に関するアンケート調査

保育者はどのような特徴をもつハンドブックを活用しやすいと考えるのかを把握するために、【研究1】の調査協力者を対象として、Google フォームによ

るアンケート調査を実施し、「ハンドブックにどのような要素があれば、実践に活用しやすいと感じるか」を尋ねた。具体的には「イラスト」「事例」「端的内容」「端末利用可」「携帯しやすいサイズ」「その他」の選択肢のうち、1番目に重視する内容（以下、第一重視項目）、2番目に重視する内容（以下、第二重視項目）について、選択式にて回答を求めた。

(2) ハンドブックの作成

アンケート調査結果をもとに、保護者倫理に関する理解を深めるためのハンドブックを作成した。まず、亀崎（2023b）²⁴⁾ および（亀崎他，2024）²⁵⁾にもとづき、「適切な行為（行動規範）」と「不適切な行為」に関する検討を行った。次に、ハンドブックの「活用のしやすさ」に関するアンケート調査結果をもとに、「事例」を「イラスト」で表現するための「例示イラスト」を作成した。例示イラストの作成に先立ち、5園の保育者の協力を得て、「適切な行為」および「不適切な行為」の内容を表すイラストまたは文章を計59点収集した。収集事例のうち、ハンドブックの内容理解に役立ち、なおかつ全国の保育者が共通して遭遇し得る事例を選定した。これをもとに、イラストの①場面、②登場人物、③保育者や子ども、保護者の発話内容および使用言語について議論を重ね、ストーリーを一目で表現できる例示イラストを作成した。例示イラストは、保育者にとって理解しやすく、親しみやすいものとするために、複数のイラストレーターの作品を比較検討し、保育実践場面の構図や子どもの姿を適切に表現できるイラストレーターに、一括して作成を依頼した。

最後に、保護者倫理の項目ごとに、保育者が「適切な行為」「不適切な行為」を実践と結びつけながら理解できるような解説文を作成した。

3. 倫理的配慮

ハンドブックの「活用のしやすさ」に関するアンケート調査は、日本保育協会保育科学研究所倫理委員会の承認を得た上で実施した。アンケート調査の実施にあたり、調査票には調査への参加は任意であることを記載するとともに、アンケートフォームの冒頭において、調査協力の可否について尋ね、同意を得た場合にのみ回答を依頼した。回答は無記名とし、回答フォームから直接回答を回収した。なお、研究メンバー全員が日本学術振興会による研究倫理教育プログラムの受講を修了し、修了書を取得した。

4. 結果

(1) 保育者のとらえる「活用のしやすさ」

ハンドブックの「活用のしやすさ」の要素のうち、第一重視項目として最も回答の割合が高いのは「事例」であり、45.1%であった。次いで、「端末利用可能」が20.7%、「イラスト」が17.5%、「端的 content」が15.4%、「携帯しやすいサイズ」が0.8%の順であった（図2）。また、第二重視事項では、「イラスト」が27.6%と最も高く、次いで、「事例」が26.4%、「端的 content」が19.9%、「端末利用可能」が17.1%、「携帯しやすいサイズ」が3.3%の順であった（図3）。

(2) ハンドブックの概要

これらの結果を踏まえ、全48ページの『これってOK? NG? 保育者のための子育て支援ハンドブック』と題するハンドブックを作成した。

まず、「端末利用可能」の重視度の高さを踏まえ、ハンドブックは保育者が個人のスマートフォンから

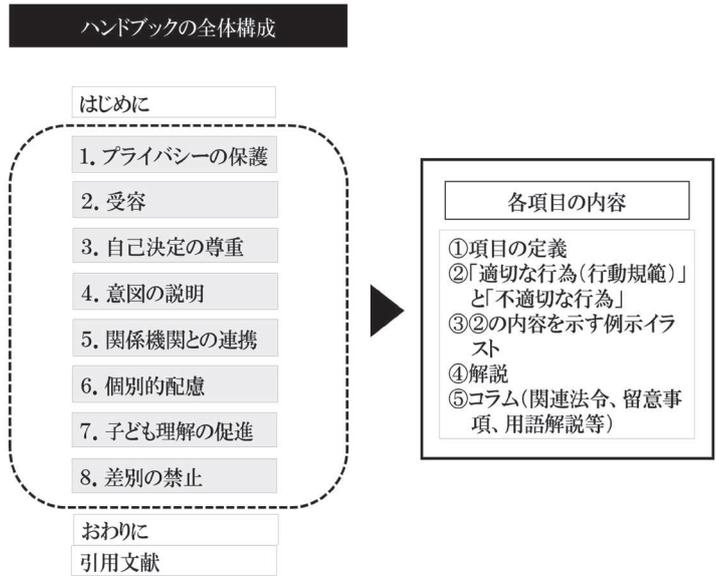


図4. 子育て支援ハンドブックの全体構成および内容

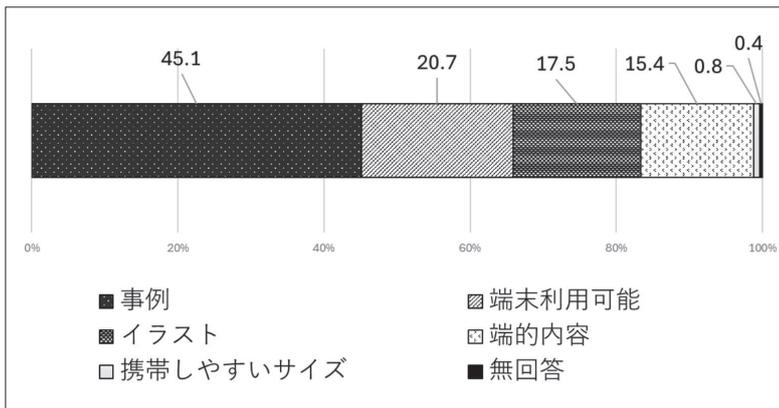


図2. 「活用のしやすさ」第一重視項目

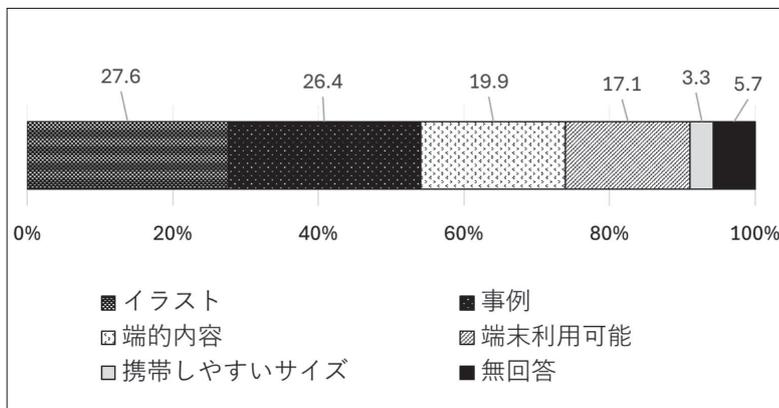


図3. 「活用のしやすさ」第二重視項目

自由に閲覧できる仕様とした。あわせて、保育者が端末を使用してこれを閲覧することを前提として、

色合い、掲載写真の加工方法、文字サイズ等を検討し、視認性を高めた。ハンドブックは、勤務時間中に保育者が短時間で部分的に参照することを想定し、該当項目の内容を見つけやすくするために、8項目の保護者倫理を柱として構成した。その上で、項目ごとに①定義、②「適切な行為」と「不適切な行為」、③②の具体例を表す「例示イラスト」、④解説、⑤コラム等を掲載した（図4）。

ハンドブックに掲載した「適切な行為」と「不適切な行為」の内容は、表6の通りである。先行して作成した29項目の「行動規範」（亀崎他，2024）²⁶⁾に反する「不適切な行為」について、保育者にとっての理解のしやすさを考慮して再考を行い、文章表現や用語を一部修正するとともに、必要に応じて読み仮名等を付記した。最終的に「不適切な行為」は全43項目となった。

表6. 「適切な行為」および「不適切な行為」一覧

項目名	No	適切な行為（行動規範）	不適切な行為
1. プライバシーの保護	1-1	職務上知り得た子どもや家族の個人情報やプライバシー情報が漏れることのないよう、情報を慎重に取り扱う。	①子どもや保護者から聞いた話を無断で第三者に話したり、個人情報が含まれる写真や動画を保護者の許可なく第三者と共有したりする。
	1-2	子どもや家族の個人情報やプライバシー情報が漏れないよう、記録を適切に取り扱う。	①子どもや保護者の個人情報・プライバシー情報が含まれる写真や書類を持ち帰ったり、第三者に見えるような場所で取り扱ったりする。
	1-3	合理的な理由がない限り、職務において知り得た情報を第三者に提供したり、本来の目的以外に活用したりしない。	①職務上知り得た情報を、自らの利益のために利用する。
	1-4	職務の遂行にあたり、必要以上に個人情報等を収集しない。	①個人的な興味・関心により、子どもや家族の個人情報やプライバシー情報を詮索する。
	1-5	保育者でなくなった後も、子どもや家族のプライバシーを尊重し、秘密を保持する。	①退職後に、在籍中に知り得た子どもや家族の個人情報やプライバシー情報を漏らす。
2. 受容	2-1	どのような保護者の話にも、耳を傾ける。	①保護者が安心して話せる関係や雰囲気を作ろうとしない。 ②保護者が思いを話せる場や機会を作ろうとしない。
	2-2	個人的な価値観や社会的規範にとらわれず、保護者を尊重し、あるがままを受け止める。	①個人的な価値観や社会的規範を重視し、保護者の思いを理解しようとする。 ②個人的な価値観や社会的規範による考えや意見を押し付ける。
	2-3	保護者に対して個人的な価値観や社会的規範による非難をしない。	①個人的な価値観や社会的規範に照らして、保護者の子育ての方針や養育状況、家庭状況等を非難する。
3. 自己決定の尊重	3-1	個人的な価値観や社会的規範を押し付けることなく、保護者が十分に自らの思いを表現できるよう支える。	①「こうあるべき」という一般的なイメージを押し付ける。 ②保育者の個人的な価値観に保護者を意図的に誘導しようとする。
	3-2	保護者が自ら選択・決定するために必要な情報を提供する。	①情報の提供を怠ったり、偏った情報を提供したりする。 ②保護者に選択肢を与えない。
	3-3	子どもや他者の権利を損なわない限り、保護者の自己決定を尊重する。	①保護者の思いや考えを考慮せず、園または保育者の価値観を押し付ける。

4. 意図の説明	4-1	様々な場面や機会、手段を活用し、園の理念や保育方針、保育目標、保育のねらい等を保護者にわかりやすく伝える。	①園の理念や方針等を理解しようとしなない。 ②園の保育方針や保育のねらい等を保護者が理解しやすい言葉や手段で伝えない。
	4-2	保護者が自らのもつ権利について理解できるように説明する。	①保護者のもつ様々な権利について適時適切な説明を怠る。
	4-3	地域社会や他の専門職等にも、実践の意図やねらい等に関する理解が得られるよう努める。	①実践の意図やねらい等がわかるような情報発信や情報提供等を行わない。
5. 関係機関との連携	5-1	保護者に必要な情報を提供することができるよう、社会資源の把握に努める。	①個人的な価値観にもとづく偏った情報や、不確かな情報を収集する。 ②活用できる社会資源として、地域にどのようなものがあるのかを知らうとしなない。
	5-2	各家庭の様々なニーズに応じて、必要な情報や社会資源を紹介する。	①社会資源の紹介にあたり、それらを利用している子どもや保護者の情報を無断で伝える。 ②各家庭のニーズを考慮することなく、形式的な情報提供のみを行う。
	5-3	園内の関係者で情報を共有し、関係機関との連携の必要性を判断する。	①管理職に情報を共有せず、個人もしくは一部の職員のみで判断を行う。 ②子どもや家庭に関する情報を支援に活用することなく、職員間の噂話にとどめる。
	5-4	保護者に養育上の課題や様々な生活課題が見られる場合には、関係機関との連携・協働のもとに保護者を支援する。	①支援の必要性に気づきながらも、アセスメントや関係機関との連携を行わない。
	5-5	保護者に不適切な養育、虐待等が見られる場合には、速やかに関係機関に連絡し、関係機関との連携のもとで適切な対応を図る。	①不適切な養育や虐待等に気づいていながら、関係機関に連絡を入れず、自己判断で対応を行う。
6. 個別的配慮	6-1	保護者の就労や生活、養育等の状況に応じて、可能な限り必要な保育の提供に努める。	①正当な理由がなく、必要な保育の提供を拒む。
	6-2	子どもや保護者の心身の状況、家族関係、生活状況等の把握に努める。	①不確かな情報や噂話を鵜呑みにして、正確な状況を把握しない。 ②個別の配慮が必要であることに気づきながらも、子どもや家族の状況を把握しようとしなない。
	6-3	養育上の課題や様々な生活課題、心身の障害や健康上の課題等をもつ保護者に、各家庭の実情に応じた個別の支援を行う。	①支援の必要性を認識しているにもかかわらず、個別の配慮を行わない。 ②保護者の実情を考慮せず、前例や園のルール等にもとづく対応を強要する。

<p>6. 個別的配慮</p>	<p>6-4</p>	<p>外国にルーツをもつ保護者には、その保護者が理解できる方法でコミュニケーションを図る。</p>	<p>①外国にルーツをもつ保護者とのコミュニケーションを避ける。 ②保護者の意向を確認せず、一方的に日本語を学習するよう勧める。</p>
<p>7. 子どもの理解の促進</p>	<p>7-1</p>	<p>子どもの教育・保育に関する適切な情報を保護者に提供するように努める。</p>	<p>①保育者の個人的価値観による偏った情報を提供する。 ②根拠が不確かな情報を提供する。</p>
	<p>7-2</p>	<p>保護者が子どもの理解を深めることができるよう、日々の対話や連絡帳、おたより、行事、懇談等の様々な機会を活用して、教育・保育の専門性にもとづき子どもの姿を伝える。</p>	<p>①子どもに関する偏った情報や部分的な情報のみを保護者に伝える。</p>
	<p>7-3</p>	<p>保護者が保育活動に参加する機会を提供するように努める。</p>	<p>①保育参加や行事等、保護者が保育の活動に参加する機会を設けない。 ②保育活動に参加する機会を設ける際に、保護者の状況を考慮せず、園や保育者の都合を優先する。</p>
	<p>7-4</p>	<p>園と家庭で子どもの姿を伝え合い、保護者とともに子ども理解を深める。</p>	<p>①家庭での子どもの姿に関心をもたず、保護者からの子どもに関する情報を軽視する。</p>
<p>8. 差別の禁止</p>	<p>8-1</p>	<p>保護者の出生地、国籍、言語、宗教的・文化的背景、職業、社会的地位、経済状況、心身の状態、障害、年齢、家族構成、性別、性的指向、性自認、容姿等を理由として、偏見をもったり差別したりしない。</p>	<p>①保護者の国籍や使用言語、年齢、心身の状態、障害、経済状況もしくは家族構成等を理由に、保護者の理解力、養育力等を決めつける。 ②保護者の容姿や性別、性的指向、性自認、職業、就労状況等を理由に、人柄や生活状況等について表面的なとらえ方をする。</p>
	<p>8-2</p>	<p>保護者に固定的な性別役割を押し付けない。</p>	<p>①保護者の性別によって、家庭内での役割について固定的なとらえ方をする。</p>



図5.「例示イラスト」の例

<div style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"> <h3 style="margin: 0;">解説</h3> </div> <p>ここに示す「プライバシーの保護」とは、園を利用する子どもや家族等の個人情報や、プライバシーを保護することを意味します。園では、子どもや家族に関する様々な個人情報、プライバシー情報を日常的に取り扱います。例えば、次のようなものが挙げられます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><園で取り扱う個人情報の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・住所 ・電話番号 ・生年月日 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><園で取り扱うプライバシー情報の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家族の健康状態 ・子どもや家族の心身の障害 ・家族構成 </div> <p>児童福祉法には、保育士の「秘密保持義務」が定められています（児童福祉法第18条の22）。これに違反した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金という重い罰則が科せられます（児童福祉法第61条の2）。さらに、保育士登録の取り消しや「保育士」の名称使用を禁止されることもあります（児童福祉法第18条の19）。このように、「プライバシーの保護」は法律に定められた保育士の義務であり、違反すれば重い罰則が伴います。</p> <p>保育士資格を保有していない場合であっても、児童福祉施設の職員には保育士と同様に秘密保持義務があります（児童福祉施設の設備及び運営の基準第14条の2）。したがって、資格の有無にかかわらず、一人ひとりが秘密保持義務を遵守し、園全体で子どもや家族の個人情報・プライバシー情報の保護を徹底することが求められます。</p> <p>では、子どもや家族の個人情報やプライバシーを守るためには、専門職としてどのようなことに留意すべきでしょうか？「プライバシー保護」のために遵守すべき「適切な行為」として、表の通り5</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">— 10 — ⑤ プライバシーの保護</p>	<p>項目を挙げています。また、これに反する「不適切な行為」の例として、園外に書類を持ち出して人目の付く場所で個人情報を扱ったり、子どもの写真を個人的に第三者に提供したりすることが挙げられます。あるいは、園で知り得た保護者の勤務先の情報を、保育者個人の利益のために利用することも、情報の取り扱いとして不適切です。さらに、職員間で情報共有を行う場面でも、子どもや保護者に関する情報が第三者に漏れてしまうようなことがないようにしなければなりません。</p> <p>子どもや保護者の情報を適切に管理することは、専門職としての最低限のマナーです。子どもやその家族の生活を脅かすことのないよう、情報の取り扱いには十分に注意しましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><保育士の秘密保持義務と罰則規定></p> <p>児童福祉法 第18条の22 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。</p> <p>児童福祉法 第61条の2 第18条の22の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>児童福祉法 第18条の19 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第18条の5各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合 2 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合 3 第1号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行ったと認められる場合 <p>② 都道府県知事は、保育士が第18条の21又は第18条の22の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><児童福祉施設職員の秘密保持義務></p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第14条の2 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">（亀崎 美沙子）</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">— 11 — ⑤ プライバシーの保護</p>
---	---

図6. ハンドブックにおける解説例（「プライバシー保護」）

③「例示イラスト」はアンケート調査における「活用のしやすさ」に関する結果を踏まえ、保護者倫理の全項目に掲載することとし、各項目につき2点～5点、計26点を作成した（図5）。

行動規範意識項目に関するアンケート調査の結果からは、保護者倫理の重視度には項目間のばらつきがあることが明らかとなった。そこで、④解説およ

び⑤コラム等は、できる限り保護者倫理の各項目の重要性やその根拠が明確に伝わるよう、具体例を取り上げながら解説を行った（図6）。とりわけ、「意図の説明」や「関係機関との連携」については、必要性を示す根拠法令や具体例、関係機関の例示等を行った。

5. 考察

【研究2】の結果からは、保育者にとって活用しやすいハンドブックとは、具体的な事例やイラストが掲載されており、なおかつ端末で閲覧できるものであることが明らかとなった。

保育者が、保育や子育て支援の実践にかかわる知識を理解するには、具体的な事例と結びつけながら理解を試みるものと考えられる。そのため、ハンドブックに具体的な事例が掲載されていることで、自らの実践に結び付けて理解することが容易となる。さらに、内容の理解が深まることで、自らの実践に活用することも容易になると考えられる。保育者の養成テキストにおいても、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領等の内容を、実践事例を用いながら解説する方法が多用されている。つまり、保育者は養成段階において、事例を通じた学習を繰り返し行っている。このような経験をもつ保育者にとって、「事例」は内容の理解を深めるための最も身近な学習教材であると考えられる。そのために、実践に活用しやすいハンドブックの要素を尋ねられた際に、もっともイメージしやすい要素として、「事例」が選択された可能性がある。

「イラスト」もまた、視覚的に一目で様々な情報を取り込むことができ、記憶にも残りやすいという側面もある。保育者養成テキストにおいても、親しみやすさ、身近さ、わかりやすさの点から、イラストが掲載されることが少なくない。アンケート調査においては、「イラスト」の具体例は提示しておらず、回答者は上記のような保育者養成テキストに多用されるイメージイラストや挿絵を想定した可能性もある。以上の通り、「イラスト」は視覚的に一目で情報を理解することができることから、保育者にとって実践に活用しやすい要素として感じられたものと考えられる。

さらに、「活用のしやすさ」として「端末利用可能」であることも重視されていた。その理由として、第1に、ほとんどすべての保育者がスマートフォンを所有し、常に携帯していることが挙げられる。ハンドブックを端末で閲覧することができれば、いつでも気軽に内容を見ることができる。このような活用のしやすさが、保育者にとっての活用しやすさにつながっているものと推察される。第2に、保育のICT化がかかわっているものと考えられる。近年では、ICTツールの導入が促進されており、これを活用している園では、日常的に保育者がスマートフォンやタブレット等の端末を利用して業務を行っている。

そのため、このような端末からアクセスできることは、保育者にとって利便性が高く、手軽に活用しやすいものと考えられる。

「端的な内容」については、上記3つの要素ほどは重視されていないものの、第二優先項目では第3位となっている。実践への活用のしやすさを問われた際、回答者は園内で業務時間内もしくは園内研修会、ミーティング等においてハンドブックを参照することを想定した可能性がある。そうであるならば、限られた時間の中で、必要な情報を短時間で効率よく把握することができるか否かが、ハンドブックの活用のしやすさを左右すると考えられる。また、園内でハンドブックを活用しようとする場合には、ハンドブックの内容を同僚と共有したり、その内容をもとに話し合ったりすることが想定される。この場合には、すべての保育者が簡単に内容を理解し、共有しあえるような内容であることが重要となる。さらに、保護者への対応においては、短時間で協議を行い、速やかに方針を決定しなければならない場面も少なくない。そのような場面でハンドブックを活用しようとする場合には、文章量が多く、内容理解に時間を要するものよりも、端的に内容が示され、必要な情報を容易に取得できるものが活用しやすいと考えられる。

以上の通り、多忙な保育者の業務特性や活用ツール、養成段階における学習経験等を踏まえれば、ハンドブックには、利便性や内容のわかりやすさ、視認性の高さ等が備わっていることが重要であると考えられた。

IV. 総合考察

1. 「子育て支援ハンドブック」の活用可能性

以上、2つの研究結果を踏まえ、まず、本研究の成果物としての「子育て支援ハンドブック」の活用可能性について考察する。

1点目として、保育者が日頃の子育て支援の実践において判断に迷った際の判断基準としての活用が可能である。とりわけ、ハンドブックには「適切な行為」と「不適切な行為」が具体化されていることから、保育者が直面している個別具体的な事例に対して、「すべきこと」「すべきではないこと」を判断することが可能である。

2点目に、専門職倫理に関する学習教材としての活用である。専門職倫理は抽象度が高く、保育者のための参考書も非常に少ない状況にある。そうした中で、保育者が独学で専門職倫理について学び、自

らの実践と結びつけながら理解を深めていくことは容易ではないと考えられる。【研究2】においても、ハンドブックの活用のしやすさの要素として「事例」「イラスト」「端末利用可能」が重視されており、保育者は日々の保育実践と結びつけながら、手軽にいつでも見ることのできるわかりやすい教材を求めていることがうかがえた。これらの調査結果を踏まえて作成したハンドブックは、スマートフォン等の端末でいつでも閲覧が可能であり、内容もコンパクトなものとなっている。また、例示イラストを多用していることから、「保護者に対する倫理責任」の側面から、保育者が専門職倫理を学ぶための学習教材としての活用が可能である。

2. 保育者のための専門職倫理教育の必要性

本研究においては、子育て支援の観点から専門職倫理のうち、より具体的な行動規範に焦点をあてて行動規範意識の実態把握とハンドブックの作成を行った。前述の通り、ハンドブックは子育て支援における倫理的判断を助け、専門職倫理の学習教材として活用することも可能である。しかしながら、保育者の専門職倫理に関する学習経験を踏まえれば、独学で専門職倫理を学ぶことには限界があると考えられる。

その理由として、保育者は養成教育においても現職教育においても、専門職倫理を学ぶ機会が保障されていないことが挙げられる（亀崎, 2023a）²⁷⁾。例えば、保育士養成カリキュラムにおいては専門職倫理を学ぶための独立した科目は設置されておらず、モデルシラバス（厚生労働省, 2018）²⁸⁾において専門職倫理を学ぶための中心的な科目は「保育者論」である。しかしながら、その養成テキストにおいて専門職倫理を取り扱っているものは半数程度であり、専門職倫理の活用法に言及するものや、保育者が直面する倫理的問題を扱うテキストは極めて限定的である（亀崎, 2023a）²⁹⁾。

2023年にこども基本法が施行され、保育者には子どもの権利保障がより一層求められる中で、「不適切な保育」^{注3)}に関する事案が相次いで発生している。保育者の専門職倫理は、子どもや保護者の権利を保障するためのルールや約束事を示すものであり、これを養成段階から学び、専門職倫理意識を形成することが、子どもの権利保障につながるものと考えられる。あわせて、現職教育にも「保育士等キャリアアップ研修」等において専門職倫理を学ぶための機会を設けるなど、全ての保育者が専門職倫理について学び、子どもや保護者の権利を保障できるような

取り組みが求められる。

V. まとめと今後の課題

本研究では、専門職倫理にもとづく子育て支援の実践の展開にむけて、子育て支援にかかわる保育者の行動規範意識の実態を明らかにするとともに、実践に活用しやすい「子育て支援ハンドブック」の作成に取り組んだ。

【研究1】では、子育て支援にかかわる行動規範意識の実態把握を行うために、保育者を対象としてアンケート調査を実施した。分析の結果、行動規範意識得点は「プライバシーの保護」および「受容」が最も高く、「関係機関との連携」が最も低いことが明らかとなった。本調査の結果からは、子育て支援にかかわる保育者の行動規範意識は、その内容によってばらつきがあることが、とりわけ、組織の一員としての「関係機関との連携」や「意図の説明」については、他の項目に比較して重視度が低いことがうかがえた。

【研究2】では、まず、子育て支援ハンドブックの「活用のしやすさ」に関するアンケート調査を実施した。その結果、「活用のしやすさ」にかかわる要素として、「事例」「端末利用可能」「イラスト」が重視されていることが明らかとなった。この調査結果を踏まえ、『これってOK? NG? 保育者のための子育て支援ハンドブック』と題するハンドブックを作成した。

以上の結果を踏まえ、成果物としての「子育て支援ハンドブック」の活用可能性と、保育者の専門職倫理教育の必要性について考察した。これらを踏まえれば、今後はハンドブックの活用ガイドや、ハンドブックを活用した専門職倫理教育プログラムの開発が必要となると考えられる。これらの点が残された課題である。

注

注1) 保育指導とは「保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ行われる、子育てに関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」であり、「子どもの保育に関する専門性を有する保育士が、各家庭において安定した親子関係が築かれ、保護者の養育力の向上につながることを目指して、保育の専門的知識・技術を背景としながら行うもの」とされている（厚生労働省編，2018）³⁰⁾。

注2) ここで示される「倫理観」とは、『保育所保育指針解説』において「子どもの最善の利益を尊重することをはじめとした児童福祉の理念に基づく倫理観」とされていることから、専門職倫理を示すものと考えられる（厚生労働省編，2018）³¹⁾。

注3) 「不適切な保育」とは「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応の手引き」において、「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」とされている（キャンサースキャン，2021）³²⁾。

引用文献

- 1) 亀崎美沙子（2017）「保育士の役割の二重性に伴う保育相談支援の葛藤—親・子の相反ニーズにおける子どもの最善の利益をめぐって—」『保育学研究』55（1），pp.68-79
- 2) 亀崎美沙子（2023a）『子育て支援における保育者の葛藤と専門職倫理—子どもの最善の利益を保障するしくみの構築にむけて—』明石書店
- 3) 小山隆（2003）「福祉専門職に求められる倫理とその明文化」『月間福祉』86（11），pp.16-19
- 4) 鶴宏史（2018）「第2章 保育ソーシャルワークにおける価値と倫理」日本保育ソーシャルワーク学会編『改訂版保育ソーシャルワークの世界—理論と実践—』晃洋書房，pp.11-20
- 5) 高良麻子（2015）「第7章 専門職倫理と倫理的ジレンマ」社会福祉士養成講座編集委員会編，『新・社会福祉士養成講座6 相談援助の基盤と専門職（第3版）』中央法規出版，pp.136-158
- 6) 厚生労働省編（2018）『保育所保育指針解説』フレール館，p.17
- 7) 亀崎美沙子・中谷奈津子（2021）「保育士の倫理的判断の根拠としての専門職倫理とその課題—倫理綱領に関する国際比較から—」『日本保育学会第74回大会発表論文集』P-469-470
- 8) National Association for the Education of

Young Children（2011），Code of Ethical Conduct and Statement of Commitment

- 9) 亀崎美沙子（2020）「保育所における子育て支援に関する保育士の専門職倫理—保育所保育指針における保護者および子どもに対する倫理責任に着目して—」『保育者養成教育研究』4，pp.23-33
- 10) 亀崎美沙子（2023b）「子育て支援における保育士の行動規範の検討—『保護者に対する倫理責任』に着目して—」『保育者養成教育研究』7，pp.13-23
- 11) 鶴宏史（2019）「保育所保育士の抱く専門職としての価値—保育士の自由記述分析を通して—」保育ソーシャルワーク学研究5，pp.79-91
- 12) 前掲，2)
- 13) 亀崎美沙子・鶴宏史・中谷奈津子（2024）『保育者のための専門職倫理ハンドブック—事例から学ぶ実践への活用法—』明石書店
- 14) 亀崎美沙子（2022）「子育て支援における保育士の専門職倫理意識の実態と関連要因—『保護者に対する倫理責任』に着目して—」『保育者養成教育研究』6，pp.13-23
- 15) 前掲，10)
- 16) 前掲，11)
- 17) 亀崎美沙子・新保雄希・中西淳也・大城卓子・高根慎児（2024）「保育実践現場に内在する子育て支援の行動規範に関する検討—『保護者に対する倫理責任』を手がかりに—」『保育者養成教育研究』8，pp.25-35
- 18) 前掲，11)
- 19) 前掲，17)
- 20) 亀崎美沙子（2024）「子育て支援における保育士の行動規範の検討（3）—『適切な行為』と『不適切な行為』の視点から—」『日本保育者養成教育学会第8回研究大会プログラム・抄録集』p.43
- 21) 前掲，17)
- 22) 前掲，14)
- 23) 同上
- 24) 前掲，11)
- 25) 前掲，17)
- 26) 同上
- 27) 前掲，2)
- 28) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（2018）「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」平成30年4月27日
- 29) 前掲，2)
- 30) 前掲，6），p.328

- 31) 同上, p.17
- 32) キャンサースキャン (2021)「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切な保育に関する対応について」事業報告書(別添) 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応の手引き」p.3

謝辞

ご多忙の中、本調査にご協力いただきました職員の皆様、様々なオーダーに細やかにご対応いただきましたイラストレーターの加島なゆか様、ハンドブックのデザインを担当して下さったベラビスタスタジオの岡本弥生様、これまでの調査研究にご協力をいただきました日本保育協会研修部の皆様に心より感謝申し上げます。

最後に、本研究の実施にあたり、日本保育協会より保育科学研究助成をいただきました。ここに記して御礼申し上げます。